

後援会「ともと歩む会」のお知らせ

明けましておめでとうございます。
ともと歩む会は本年もたくましく「パーソナル・アシスタンスとも」とを応援してまいります。

私の今年の抱負は社会人としての役割を果たすこと。そして健康でいることです。

皆様はいかがでしょうか。12月のクリスマス会には多くの皆様にご参加頂き、楽しい時間を過ごす事が出来ました。参加して頂いた皆様、お手伝い頂いた方々、ありがとうございました。

今年も皆様にとって、良い年になりますように。

「とも」を支えてくださる方々

「ともと歩む会」申し込み方法

- ◆年会費は3,000円です。
- ◆都合上、4月に更新とさせて頂いております。
- ◆4月発行のとも通信に振込取扱票を同封させて頂いております。

口座番号・郵便振込先：00120-0-536557／名義：中田光昭

2015.10.1～2015.11.30現在(五十音順・敬称略)



社会福祉法人パーソナル・アシスタンスとも へのご寄付のお願い

社会福祉法人となつても、その財源は今までと何も変わらない現実です。皆様からの寄付は現在行っている社会福祉事業に役立たせていただきます。皆様のご協力をお願いいたします。なお、「とも」への寄付は、以下の税制上の優遇措置があります。

- ◆個人の方は、所得税に係る「寄付金控除の対象」になっています。
- ◆法人の場合は、一般の寄付金とは別枠で損金の額に算入することができます。
- ◆相続や遺贈によって受けた財産を寄付した場合は、その分は相続税の対象外となります。

寄付金
振込先 京葉銀行 新浦安支店 普通口座 5429331
口座名義：社会福祉法人 パーソナル・アシスタンス とも
理事長 大槻 優子

SSTK



平成28年

ふくしまでおめでとうございます

第38号



旧年中は、多くの皆様のご支援とご協力をいただき、誠にありがとうございました。「浦安共に歩む会」の時代から続いている恒例のクリスマス会も昨年は217名という大勢の方たちと集うことができました。障がいがある人もない人も、年齢も問わず、共に過ごすひと時となりました。今年もこのクリスマス会のように、誰もが共に生きることができる社会を目指して、職員一同を含めた「とも」を支援してくださる皆様と一緒に進んで行きたいと思います。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

西田 良枝

「次年度も基幹相談支援センターの運営事業を受託させて頂く事になりました」

浦安市では、浦安市基幹相談支援センターの運営事業者を公募し、選定委員会を経て、運営事業者が決定されています。今年は、平成28年度から平成31年度の3年間、基幹相談支援センターを運営する事業者を公募する年でした。

現在、「とも」は、平成25年度から平成27年度を受託期間として、基幹相談支援センターを運営させて頂いています。

「とも」は、平成13年の法人設立当初から、全国に先駆け、当事者ニーズに応える形で、障がい種別や年齢で分けず、相談支援事業を行ってきました。

平成15年からは、市の相談支援事業を受託し、現在に至っています。

この間、計画相談支援が始まり、地域には、基幹相談以外に8つの相談支援事業所が立ち上がり、相談支援を実践しています。

この度、次年度からも、地域の相談支援専門員の皆さんと一緒に、事業所の垣根を越えて、質の高い相談支援事業の実践を目指して、地域に貢献したいという思いか

ら、基幹相談支援センターの運営に応募させて頂きました。

その結果、11月10日に開催された選定委員会を経て、運営事業者として選定して頂き、引き続き、「とも」が基幹相談支援センターを受託させて頂くことになりました。

次年度からの基幹相談支援センターの業務内容の大きな変更点としては、行政と協働事務局として関わっていた自立支援協議会の事務局業務が無くなり、地域の相談支援事業所への後方支援や、困難ケースの対応に注力していくことです。

これからも、地域の中核的な相談支援機関として、行政、関係機関の皆さんと連携して、障がいのある当事者の方、そして、そのご家族に、より良い支援を提供できるように、職員一同、努力して参ります。

今後とも、どうぞ、よろしくお願ひ申し上げます。

浦安市基幹相談支援センター 所長
矢富 恒子

発行：社会福祉法人 パーソナル・アシスタンス とも
〒279-0022 千葉県浦安市今川1-14-52
<編集後記>
一年があっという間に経ちました。
体調を崩しやすい季節ですが皆様が新たな一年を健
康に過ごせますように。
今年も宜しくお願い致します。 【S】

地域福祉と私

社会福祉法人パーソナル・アシスタンスともに入職して5年が過ぎ、来年3月に定年を迎えようとしている。との理念に共感し、なにかお役に立ちたいと思いながら、あっという間に5年が過ぎてしまった。いつまでも若いつもりでいたのに、いつの間にか筋肉は衰え、瞬发力もなくなってしまった。増えたのは顔のしわとお腹の脂肪。まったく哀れなものである。そんなかっこ悪い初老の男になっても、生きづらいと感じておられる方たちへの思いは年々強くなる一方である。それは、との理念でもあるノーマライゼーションの考え方。すなわち、可能な限り住み慣れた地域や自宅で生活をしたいという人々の要望や、障がいのある人もない人も地域とともに生活している状態こそが普通であり、障がいのある人また家庭や地域において普通の生活をすることができるようすべきであるということである。その実現の為に、在宅生活を支援する在宅サービスの充実が図られてきたりし、他の公的な福祉サービスも飛躍的な発展をとげてきた。しかし、まだまだ住みやすくなつたと感じられるまでには至っていない。例えば、障がい者等のゴミ出し、電球の交換のような手助けのようなものは、事業者による公的な福祉サービスで対応するには費用等の点で効率的ではないと考えられ、サービスの提供が困難になっている場合がある。このように、公的な福祉サービスだけでは対応できない課題や、公的な福祉サービスでの総合的

な対応が不十分であることなどから生まれる問題などの生活課題がある。このような生活課題を解決するために公共サービスのさらなる拡充と柔軟な運用が求められる。

いま私たちに求められている事は古き良き時代にあつた、「向こう三軒両隣」という関係性である。これは様々なトラブルを円満に解決できる危機管理機能と、福祉機能を備えていた。困っている人がいれば当たり前のように手を差し伸べる事が出来た。私はそのような環境づくりにたずさわっていきたいと思っている。また、私を含め、団塊世代の人たちが今、地域に戻りつつある。今まで仕事を通じて充実感や達成感を得てきた自己実現意欲を、今後は地域活動に向ける事が出来れば、地域福祉にかかわることのできるパワーは飛躍的に伸びると思っている。のために、自分が出来る事を見直し、再構築していきたい。

日本は今、少子化、高齢化社会など、多くの問題を抱えている。1人ひとりが自身の生き方を見つめ直し、社会全体の幸福実現の為に小さな努力をし続けていく事が求められている。努力は裏切らない。必ず、誰もが住みやすい社会は実現出来る。

一時ケアセンター T.T



自立支援協議会報告

【本人部会】

本年度第2回部会を平成27年11月12日に開催。「自立支援協議会及び各部会活動報告」「防災訓練での要援護者支援訓練実施報告」「要援護者支援バンダナの作成」「障害者差別解消法施行に向けた取り組み」「浦安市内のグループホームの現状について」について意見交換を行いました。防災訓練に関連して、「自治会や消防の方に地域に何人ぐらい障がいのある方がいるかを把握していただき意見交換などができるいいと思う」との意見があり、差別解消法に関する事では、「合理的配慮についての考え方は人それぞれ」であること、住まいについては「グループホームが増えると選択肢も増える。少ないと『ここは合わない』と思っても他の選択肢がない」「身体障がいの人が暮らせるようなバリアフリ

ー環境が整備されたグループホームが欲しい」という意見が出ました。

最後に、暮らし方は人それぞれで、一人暮らしの人、グループホームで暮らしたい人など「選択が出来る」ことの大切さを確認しました。

【自立支援協議会】

本年度第4回協議会を平成27年11月19日に開催。議題としては、「第2回本人部会の報告」「学校での福祉教育支援」「グループホームの整備情報」について事務局からの報告の後、浦安福祉事業体の実施状況等についての報告がありました。

まず「新庁舎食堂・売店部の現状」がリーダーであるNPO法人フレンズさんから新庁舎の食堂では、定食、軽食、ドリンクなどを販売して、売店では事業所で生産された物品販売を検討しているとの事でした。次に「小型家電リサイクル部

「権利擁護・虐待防止の取り組みについて」

ともでは以下の取組みを行っています。

1. 虐待防止の法律上の位置付けに基づく対応

各事業所長が「虐待防止責任者」として虐待の未然防止に取り組んでおり、相談窓口の設置、職員に対する研修その他必要な措置を講じています。

2. 事業者としての責務

理事長及び事業所長は、自ら利用者の人権擁護の意識を高め、地域に開かれた施設として、利用者が安心してサービスを利用できるよう、「理念」や「利用者権利擁護指針」などを明文化し、職員一人ひとりに周知・徹底しています。

3. 虐待防止委員会の設置

ご利用者の人権を擁護し、虐待防止責任者の職務が円滑にできるよう、保護者や第三者委員など外部の目を含めた組織として「虐待防止委員会」を設置し、毎年定期的に開催しています。

4. セルフチェックリストの活用

ご利用者への支援に際しての意識・行動を職員が自ら点検する「セルフチェックリスト」を活用。チェックした内容の分析を通して、日常業務の中に潜む虐待の要因の早期発見体制を整え、予防策を講じています。

5. ヒヤリ・ハット事例の活用

職員が支援を行う過程等において、ヒヤリ・ハットを体験した事例の情報を共有化するとともに、分析・検証を行い、虐待の防止に役立てています。

6. 虐待防止推進月間の取組み

職員が虐待防止に関する意識を向上し理解を深めるため、毎年11月を「虐待防止推進月間」と定めて虐待防止委員会を開催して、セルフチェックリストの集計分析による課題の抽出と対策に取組むとともに、その内容を職員研修の場でフィードバックしています。

浦安市障がい者等一時ケアセンター

平成15年に開所した浦安市障がい者等一時ケアセンターは、開所から10年以上が経ちました。

一昨年からは日中一時支援事業と短期入所という制度に移行し、以前から行っている浦安市独自の緊急一時預り事業もふくめて、3つの事業を行っています。

日中一時支援は障がいをお持ちのご家族を一時的に預かりをする事で、保護者のレスパイト（介護の軽減、息抜き）

やご家族の用事など、必要な時に予約してご利用出来る支援です。また短期入所はご本人の自立にむけて宿泊練習や日常生活動作（料理をつくったり、洗濯をしてみたりなど）の体験を目的としてご利用される方が多くいらっしゃいます。ただ、現在市内に

私たちの一時ケアセンターのみとなっているため、定員2名はほぼご予約で埋まることが多い毎日です。

なによりも一時ケアセンターの役割として大きい感じていることは、緊急一時の対応です。24時間365日、間断なく運営している行政のサービスは日本全国でも珍しく、視察にみえる他県の方々は驚かれる方多く、またうらやましいという声もたくさんいただきます。

地域の中で誰もが安心して暮らしていくためには、いざという時に対応できる当センターの存在はなくてはならないと考えています。私たちは医療的ケアの必要な方や、難病の方の受け入れも行っています。これからも地域のセイフティーネットとしてその役割を担い、障がいをもつ方々や、そのご家族の地域での暮らしを支える資源として日々勤めてまいります。

の現状」をリーダーであるNPO法人なゆたさんから、小型家電の回収、分解、納品と利用者さんにとって分かりやすい作業工程の仕事であるとの報告がありました。最後に「エスフロント部の現状」をリーダーであるNPO法人タオさんより、エスフロントの営業時間は7時半～23時まで、収入も増えており、利用者さんへの工賃アップにつなげていきたいとの報告がありました。

また、「浦安市障がいを理由とする差別の解消を推進する条例の制定」について事務局より概要説明がありました。

【権利擁護部会】

平成27年11月26日に開催。「障害者差別解消法施行に向けた取り組み」として、(仮称)浦安市障がい者権利擁護センターの設置、及び、浦安市長部局等における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領【案】の説明がありました。

委員からは、「権利擁護センターの判断機能を担うコアメンバー会議に参加する人たちはどういう人たちか」「教育部局にも差別の解消を推進する対応要領は作成されるのか」との質問がありました。

次に、浦安市社会福祉協議会より、市町村申し立てで成年後見制度の利用につながった2名の方の事例報告がありました。成年後見制度の概要説明の後、

後見業務を担う社会福祉協議会としては、定期訪問を行い金銭管理や見守り支援、時には住まいについて大家さんとの話し合いなど、相談支援事業所等と連携を取って、利用者の日常生活を支援しているとの説明がありました。

